

令和3年鞍手町議会第6回定例会会議録（第2号）						
令和3年9月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年9月6日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年9月6日 午後2時22分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名 員		5	新 谷 留 晴	6	篠 原 哲 哉

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

# 令和3年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月6日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

# 一 般 質 問 通 告 一 覧 表

令和3年第6回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
<p>4番 宇田川 亮</p>	<p><b>1. 防災対策について</b>            (1) 7～8月の大雨と長雨により、避難所を開設したりしていたが、この間の経過と被害状況は。            (2) 各地区において自主防災組織がつくられているが、町及び関係機関との連携は。</p>	町 長
<p>11番 西 藤 典 子</p>	<p><b>1. 防災対策について</b>            (1) 8月31日現在のワクチン接種の進捗状況は。            ・ 75歳以上 1回目 (%)、2回目 (%)            ・ 65歳～74才 1回目 (%)、2回目 (%)            ・ 60歳～64才 1回目 (%)、2回目 (%)            ・ 40歳～59才 1回目 (%)、2回目 (%)            ・ 基礎疾患患者 1回目 (%)、2回目 (%)            (2) 未接種者への対応は。            (3) 子どもの感染対策は。            (4) 町独自のPCR検査の受検者数は。            (5) 同上検査の対象者の拡大は。            (6) 政府配布の抗原検査簡易キットの対象者と使用方法は。  <b>2. 防災対策について</b>            (1) 2019年作成の「避難行動要支援者名簿」の整備状況は。            (2) 2019年策定の「鞍手町避難所運営マニュアル」の主要な内容と女性参画の位置づけは。  <b>2. 生理の貧困対策について</b>            (1) 「トイレットペーパー等と同等の必需品として学校のトイレの個室に生理用品を配置する」ことを実現する考えは。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長 教育長</p>

令和3年9月6日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。質問は、お手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に11番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

11番。通告に従いまして質問いたします。

最初の質問でございますが、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

先ほどのニュースでは、少し下り坂になって12日の解除はちょっと難しいというようなことを服部知事がおっしゃっているのが聞こえてきましたけれども、この新型コロナウイルス感染症の陽性者がこの8月中、ちょっと計算してみましたら、鞍手郡内ですけれども30名を上回っております。10代や10歳未満の子どもの感染者も増えております。

こういう状況の中、検査の拡充とともに1日も早いワクチン接種、これが急がれるわけですが、8月31日現在のワクチン接種の進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

そこに書かせていただいておりますが、そういう区切りで、こういうふうにワクチン接種は行われていたようですので、数字ではなくてパーセントで結構です。

ただし、基礎疾患についてパーセントは出しにくいかもしれませんが、数字でも結構ですが、お知らせください。よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

進捗状況につきましては、保険健康課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。接種希望者の8月31日現在での町内の接種会場に予約された方の接種状況につきましてお答えをさせていただきます。

75歳以上の接種を希望し予約された方のうち、1回目の接種を終えた方が99.79%。2回目は99.53%です。

65歳から74歳の接種を希望し予約された方のうち、1回目の接種を終えた方が99.92%。2回目は99.45%です。

60歳から64歳の接種を希望し予約された方のうち、1回目の接種を終えた方が99.

73%。2回目は97.45%です。

40歳から59歳の接種を希望し予約された方のうち、1回目の接種を終えた方が86.88%。2回目は69.77%です。

基礎疾患をお持ちの方で接種を希望し、予約された方のうち、1回目の接種を終えた方が99.37%。2回目は96.15%です。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

40から59歳の方以外は非常に高い接種率になって、これは希望された方の接種率ですからですね。そう一概には言えないと思いますが、皆さん接種されていると。

ホームページによりますと、20歳から39歳の対象の接種は、9月9日から始まっていると聞いておりますし、19歳以下はワクチンの供給が決まり次第ということですので、町としては一応の目途が立っているようですね。

ところが、先ほど課長からもおっしゃっていましたが、希望者対象ということになっておりますので、接種されていない方もいらっしゃるわけですね。

ところが、先ほどちょっと少し下り坂になったとはいえ、まだまだ厳しい状況でございます。福岡県においても感染が急拡大し、急激な重症化、これがデルタ株になってですね、そういう症状の急激な変化ということがあって死者も出たりしております。

またその影響で発症しても、かなり症状が重くなってもすぐには入院できないという状況が福岡県の中でもあるということを具体的に聞きました。

ですから、やっぱりいろんな状況から考えても、ワクチン接種が非常に重要だと思います。その未接種の方に対して、町としてはどういう対応をお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

ご承知のように、新型コロナウイルスワクチンの接種は予防接種法に基づく臨時接種で、接種を希望する方の任意での接種となっており、接種を強制するものではありません。

住民の方には、初めてのワクチン接種ということもあり、副反応等心配され様子を見たいとの思いで予約をされていない方。また、接種を希望されても、ご自身のお体の状態により接種ができない方もいらっしゃいますので、未接種の方に接種を無理に勧めるようなことはできないと考えております。

ただ、ワクチン接種につきまして、疑問点等があれば町の保健師、あるいはくからて病院のほうで相談をお受けしている状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

未接種の方の中には高齢とか、ひとり暮らしとか、あるいは視聴覚障害をお持ちの方も、視覚障害を持っている方もいらっしゃるかもしれない。

そういった方に対して、もう一度呼びかけるとかというようなことはしていただけないものだろうか。

それから先ほどの副反応が怖いということがありました。繰り返しワクチンを接種したほうが接種しないことによるマイナスよりも、接種したほうのメリットが大きいということ。繰り返しあちこちでは言われているようです。そういった情報不足の方々に、できるだけ親切に教えてあげて、重症化されるとか、亡くなるってことが1人でも減るような対策をお考えいただけるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

今のご質問に対しましては、再度、広報、ホームページ、LINE等を使って、接種のメリット、デメリット等を周知していきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

ぜひそうしていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

増えている子どもの感染対策としては、どのようなことを考えていらっしゃいますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

子どもの感染対策については、教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

学校では、令和2年12月9日付で文部科学省より通知されました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づきまして、日常的な感染対策を行っております。

具体的には10の項目を行っております。1つ目が朝の体温測定と記録の実施。これは児童、教職員ともでございます。

2つ目は児童、教職員やその同居家族に風邪の症状等がある場合の出校停止の取扱い。

3つ目は玄関前での体温測定、教室での体温測定カードの点検。

4つ目は体調が悪くなった場合の保健室、職員室対応と早退。  
5つ目はマスク着用、石鹸を用いた小まめな手洗い。給食前等のアルコールの消毒。  
6つ目はエアコンと換気の両立。  
7つ目は物の貸し借りをしないこと。むやみに目、鼻、口や物にさわらない指導。  
8つ目は基本的には全員前を向いて、学習や給食を食べ、私語を慎む指導。  
9つ目は生活全般を通して3密と大声に対し注意いたしまして、身体的距離を保つ指導。  
最後10個目が、掃除時間における教職員による消毒作業でございます。  
以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

今、子どもの感染が増えているというところでは、保護者とか先生方とか、大人からうつるというケースもあるような感じがします。保護者や先生方が、やっぱり予防を徹底して、子どもに感染させないってことが非常に重要になってきていると思うのですが、先生方とか保育士さんとか学童保育関係のワクチン接種はどのようなふうになっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

ワクチン接種の状況については教職員のデータしかないのですが、それでお答えいたしますと、教職員のワクチン接種の状況につきましては、約160名の教職員がおりまして、そのうちの63%がワクチン接種が終わった状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい。放課後児童クラブや私立保育所、公立保育所の職員等のワクチン接種に関しましては9割程度終了しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

やっぱりそういう方々も、優先接種の中にぜひ入れていただいて、まずは子どもに感染とかいうようなことが起こらないような対策も強めていただきたいと思います。

それから次の質問なのですが、子どもの感染対策としまして、子どもの中には感染を恐れず登校を見合わせるとかいうようなことが起こりうるのではないかと。

そういったことの対応とか、あるいは分散登校とか、オンライン授業などの対応はどのようにお考えでございましょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今、ご質問にありました分散登校ということは、現状のところはまだ本町では考えておりません。通常登校で集団です。

ただし、その場合にも先ほどのマニュアルでご説明いたしましたようにマスクを着用して、大声でしゃべったりしないとか十分気をつけていただくようにしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

オンライン授業につきましては、4月に鞍手町ICT教育推進委員会を発足させまして、夏休み等研修をしていながら今準備を進めているところではございます。

そして4月2日の日に、これは発信する側がいくらあっても家庭のネット環境がないと受けることができませんので、現在アンケートをとって分析いたしまして、どのようなオンライン授業がいいものか、プリントによる学習がいいものか。そして、小学校低学年1、2年生がはたして自分の家でIDとかいろんなものをログインして使えることができるか等々を考慮していながら、進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

ぜひ、そういう最新の指導を行っていただきまして、有効な対応をしていただきたいと思います。子どもの感染対策として最後ですけれども、感染力の強いデルタ株対策として予防効果が高いのは不織布マスクだと言われてますね。子ども用の不織布マスクというのは、どのくらい出回っているのかわかりませんが、ウレタンとかは駄目だということをおっしゃっていますから、子どもたちは活発でありますから、そういった予防効果の高い子ども用の不織布のマスクの無償提供というようなことは考えられないものではないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

マスクの着用についてですけど、基本的には9月の最初の臨時校長会の中で、マスク着用についての打合せと確認をいたしまして、各学校からマスク着用については、なるべく不織布のマスクを優先してお願いしておるところでございます。

その効果についても、そのほかに布マスクとかウレタンマスクとかフェイスシールドとかの飛沫量による効き目を記したお手紙を渡しているところがございます。現在のところ、



予算的なことの配慮をしておりませんので、ご家族のほうで、なるべく不織布マスクとか、布マスクの着用をお願いするというのが現状でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子議員

次の質問に移らせていただきます。そのような状況の中で、ワクチン接種とともに検査の拡充は欠かせないと思います。やっとな国も検査の重要性に気づいたというか、そういうことを少し出してきておりますので、これが急がれると思うのですが、幸い鞍手町は町独自のPCR検査ですね、予算組んでいただいているのですが、どうもこれは周知されていないかとちょっと心配はあるのですけれども。

町独自のPCR検査の受検者数ですね、どうなっているのか。特に65歳以上の無料の検査者数と64歳以下の5千円補助の方を分けて検査者数をお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

8月31日現在での65歳以上の高齢者等に対するPCR検査の申請及び受験者数は11名。64歳以下の方へのPCR検査の補助申請をされた受験者数は22名でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

だからすごく余っている。たしか300人分ですよ、予算は。それがこんなに余ったと。今いちばん、もっとひどくなるかもしれないですけど、今デルタ株の影響で非常に感染が高まって無症状でも感染した人がいるという状況ですから。せっかくこの予算がありますからですね、この検査の活用を今こそ行うべきだと私も思います。

65歳以上という枠を外しまして検査の対象者を拡大するお考えはございませんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

鞍手町の新型コロナウイルス感染症に伴う高齢者等の検査は、今議員がご指摘ありましたが、65歳以上の高齢者または64歳以下の方で慢性閉塞性肺疾患や慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等の基礎疾患をお持ちの方は無料でPCR検査を受けることができます。そしてまた鞍手町PCR検査費用補助金での検査は、年齢要件を定めず高齢者等の検査に該当しない方への補助事業を行っております。

どちらも1人1回限りではございますが、対象者につきましては全年齢の方を対象とし

ておりますので、拡充するという事は考えておりません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことであればぜひこれも広報で周知徹底していただいて活用して、やっぱり無症状でも感染しているっていうのが多くて、ここら辺の検査は大事ですよ。無症状の方が感染して移しているというね、そういうことが多いわけですから。

ぜひ周知徹底していただいて、町民の皆さんに利用していただいて、少しでも感染者が減るような対策を講じていただきたいと思います。

次の質問に移ります。政府は学校での感染防止策としまして、最近の事でしたが小中学校に抗原検査の簡易キットを配布する方針だと新聞報道にありました。

小中学校に配布される抗原検査の簡易キット。これの対象者と使用方法がわかりましたら鞍手町には何個配布されるか、お知らせください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

この件につきましては、教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

文科省から示されました抗原簡易キットの活用の手引きによりますと、抗原簡易キットの対象者は基本的には教職員とされており、そして、医療機関を直ちに受診できない場合等における補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒が想定されています。

使用方法は、手引によりますと研修を受けた人が、鼻から綿棒を2センチ程度挿入し、5回転させ挿入した部位で5秒程度静置し湿らせるとされています。これが使用方法です。

簡易キットは鞍手町には70ということで聞いております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

結局70と言えば、子どもたちが使う余地はないわけですよ。

今、教育課長おっしゃった使い方ですが、これは絶対子どもたちには耐えられなくて、これはもう飛沫感染の基になると思いますね。だから子どもたちにはそういうことはしないで、先生方に使っていただくということで、すべきじゃないかと思います。

次の質問にまた移らせていただくのですが、8月27日に文部科学省は現場からの要請に応えまして、学校内で感染者が出た場合の対応ガイドラインというのを発表したと報道されました。何か厚生労働省の今までの事務連絡よりも一歩踏み込んだものだと聞

いておりますが、どのように踏み込んだ内容になっているのか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今、西藤議員がおっしゃいました8月の通知によりますと、基本的には今までと私どもが対応していたものと変わっていないのが現状でございます。

対応につきましては、これまでと同様対応していただくとともに、その手順についてご説明いたしますと基本的にはコロナウイルス感染症の陽性の連絡といたしますのは、保健所のほうから本人もしくは家族に連絡されるようになっております。保健所から要請の連絡を受けた場合、家族の方が速やかに学校に連絡するようになっております。

学校が教育委員会と連絡をとりながら保健所と相談し学校内の消毒を行います。また濃厚接触者の有無、学校の全部または一部の臨時休業の要否について対象期間を設けて検討しますというのが主内容でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

非常に今までは狭い範囲の例えば検査であったのが、今までは狭い範囲の濃厚接触者だけに限られていた検査対象を、陽性者が出たクラス全員とするというようなことを可能になったとか。それから、そういったことがちょっとあったものですから、こういったことは特に変わったことはないのですかね。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今、西藤議員がおっしゃいましたように濃厚接触者の候補につきましては、これまでどおり感染者の同教の者、または適切な感染対策なしに感染者を介護した者、感染者の飛沫等に直接接触した者、手で触ることのできる距離で必要な感染予防策なしで感染者と15分以上接触があった者など、これまでと変わらない対応でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

もしですね、一段と広がって検査も対象が広がっているならば、これはもう非常にありがたいことですね。とにかく検査を広げて、そして1人も感染者を見逃さない。そして隔離してですね、治療に移ると。そういったことがこれ以上感染広げないために重要なことだと思いますので、もしそういったことができるようになれば、町としましても、そういう感染者が出た場合の学校において出た場合の検査の拡充といたしますかね、そういったことにぜひ力を尽くしていただきたいと思います。

最後に質問ではないのですが、確認なのですが、鞍手町における感染者の実情というのは嘉徳鞍手保健所から個人情報提供されないために、町としては詳しい把握ができません。従って、お1人お1人に対する鞍手町としての支援ができないというのが実情だということで、確認でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。西藤議員がおっしゃいますように現在県の感染者の公表につきましては、市あるいは郡単位での公表となっております。

本町におきましても、町内での感染が確認されても役場のほうには鞍手郡としか情報が入ってまいりません。

ですから、具体的な対策については一般的に住民の方に、いま一度の感染対策をお願いするという方法しかないかと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

私も身近に見聞きした例では、感染して自宅療養をしなければいけないと。そういう状況になっても、もう保健所からの連絡がなかなかつかないと。だから保健師さんなんか来てくれないし、パルスオキシメーターも不安だから借りたいけどなかなかそれもできないってようなことがあってですね、手後れになってほかの地域なんかでも、死者が出たりしておりますけど。

実はですね、お気付きの方もいると思いますが、読売新聞の9月3日の報道によりますと、今年2月に施行された改正感染症法は、都道府県は必要に応じて市町村と連携するよう努めなければならないと定めていると。

この規定に基づき厚生労働省は8月に療養者情報の提供を前提として、都道府県と市町村が連携し生活支援を行うように通知したとあると読売新聞が報道しました。

読売新聞がいろいろ聞いた各都道府県に福岡県は個人情報条例に抵触するか、その恐れがあるということを理由にして提供していないと回答したと、こうありました。

その記事の中で、しているところもあり、していないところもあると。しているところが少ないのですけども。

その中で早稲田大学の教授が、医療が逼迫してなかなか入院できない中、市町村も巻き込んで積極的に支援し、自宅療養者の窮状をつくっていくべきだと指摘されておりました。本当にそうだと思うのですよね。

私も最初、鞍手は少ないから、かかることはないか。ワクチンも済んだからねとかと思っていましたが、最近の状況踏まえると、いつ私も対象者になるかわからないと思いますとね、もう放置されるというような状況があると非常に不安なのですよ。

だからこういうことがあるならば、鞍手町としても県にね、やっぱり声を上げていただいて、こういう国の方針ができるのだから、やっぱり感染者の方のところに病状聞きに行ったり、食料を支援したりですね、そういったようなことをね、ぜひ広めていただきたいなと思っておりますが、いかがでございますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先ほど課長が答弁したとおりでありまして、郡単位での情報しか鞍手町には来ておりません。質問者ですね、県のほうに要望しては、というようなことではありますが、特に今一番注意しないといけないのが感染者に対する誹謗中傷、その他、やはり人権に関わるようなことも起こっているというようなことも報道でもあっております。そしてまた県の対応としましては、先ほど質問者が言われたように、情報の提供はしていないということでもありますので、鞍手町としては県の考えに沿って対応していきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

私それとてもおかしいと思うのですね。結局、個人情報を守ったが命は守れなかったなんてなったら本末転倒だと思うのですよ。

もちろん個人情報を守ることに対しては細心の注意を払いながら、やっぱり命を守るという対策を優先していくべきではないかなと思っております。今後も検討いただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。防災対策についてであります。6月議会の答弁で町長は1年に1回、町内一斉に各自主防災組織を主体とした防災訓練を実施していきたいと述べられました。本当にぜひお願いしたいところでございます。

ただ、そのための予算も計上しているのだけでも、今はコロナの状況次第というところで今年できるかどうか定かでないというような状況のようでした。

しかし、先日の雨の降り方を見ましても、今、災害がますます激甚化してしまして災害は待ってくれるという状況ではないという感じはいたします。

そこで、一斉訓練が実現するまでの間の心構えとしまして、既に作成されている避難行動要支援者名簿。この整備の状況及び既に策定されております鞍手町避難所運営マニュアルの主要な内容。それと、これにつきましては女性参画の位置づけについても、ぜひお尋ねしたいと思っております。

まずはですね、避難行動要支援者名簿の編成はどうなっておりますでしょうか。恐らく自主防災組織ごとだと思うのですが、その内容としては住所、氏名、性別、年齢のほかにもどんな情報が記載されておまして、総数は何名でございましょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、総務課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。避難行動要支援者名簿につきましては、令和元年度以降、毎年対象者の調査を行っており、名簿登録に承諾された要支援者については、令和2年度から該当するそれぞれの自主防災組織に名簿を配付しております。令和3年6月末時点での対象者は1,183名であり、現在調査中です。年内には令和3年度の新たな避難行動要支援者名簿を各自主防災組織に配布する予定です。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

今、住所氏名、性別、年齢のほかにもどんな情報がと聞いたのですけど。ありますか。わかりますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。調査票は避難行動要支援者名簿承諾書兼個別計画書という内容になっております。今、西藤議員がおっしゃいましたように、氏名住所それから行政区。それに対して名簿登載に対する承諾します、しませんの欄。そしてあと承諾されない方につきましては、その理由等を記入していただく欄があります。そして承諾していただける方につきましては避難行動要支援者支援計画、いわゆる個別計画について記載する欄を設けております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

個別計画の内容としては、例えばどんなことが挙げられておりますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず要支援者の状態についてお尋ねしております。それにつきましては、独居高齢、それから高齢者世帯ですとかその人の障がい状況とかを聞く欄がございます。それから同居親族についてお尋ねしている欄がございます。それから、緊急の連絡先等をお伺いしております。それから、情報の入手方法等に特に留意する必要がある方についてはその欄を設けております。それから、避難時に携行する医薬品等を記入していただく欄を設けております。

等々をしております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

これは、ちょっと桂川町の友達からもらったものなのですけどね。身体の状況としては視覚障害があるとか、聴覚障害があるとか、歩行障害があるとか、知的障害があるとか認知症があるとか、そういった詳しいことが書いてありましてね。歩行障害の方には車椅子か松葉杖かとかね、寝たきりかどうかとかですね。移動時に必要な器具等は車椅子が必要ですかとか可動式ベッドが必要かとか、そういったことも書いてあるのですね。

こういう名簿があれば、災害が起こったときに、区長さんなり自主防災組織の責任者の方が、あの方が来られるだろうからこれを準備しておかないといけんとかいうのは分かるんじゃないか。いつ起こるか分からない災害ですね。そういうふうな対応ができる、そういったことも、もしできれば考えていただけたらなと思いますが、いかがでございますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この個別計画に沿ってですね、その対応をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

その名簿は各自主防災組織に配布し保管されているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。この名簿登録に承諾された方につきましては、各自主防災組織のほうにお住まいの住所地の自主防災組織のほうに名簿を配付しております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことであれば責任者の方は常に個人情報ですから人には漏らさないようにしても、責任者としては個別の具体的な様子が把握できて、いざというときの対応に役立つと思いますので、ぜひ活用してもらったらなと思いますが。

次に鞍手町避難所運営マニュアルについてですけど、この避難所マニュアルの基本方針と申しますか、簡単で結構ですのでどこら辺に重点を置いた、どういうところに配慮したものであるかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。お答えします。避難所運営マニュアルの主要な内容は、地震や大雨、台風等の大規模災害が発生し、多くの住民が長期間にわたり避難所生活をしなければならない際の避難所の開設や運営について整理まとめたもので、福岡県避難所運営マニュアル作成指針を参考に策定しております。

具体的には、避難所となる施設の周辺の点検や確認、施設の開錠や施設管理者との使用範囲の協議などを記載した安全確認開錠という項目。次に避難場の機材、物資の確認や受付の位置や居住スペースのレイアウトやトイレの確認などを記載した開設準備という項目。次に、実際に避難所の受付や要配慮者への対応、あるいは災害対策本部への報告や情報の収集と提供などを記載した開設という項目。そして、避難所のルールづくりや避難所運営委員会の設置や地域で担う運営班の役割などを記載した避難所運営のための体制づくりという4つの主な内容として記載し、万一の大規模災害時の避難場の開設、運営の事態に備えております。以上です。

○11番 西藤 典子君

最近の避難所、もう踏まえてあるのだと思いますけど、運営の方針といいますか主体は住民主体の防災ということになっているようですね。だから住民、いろんな具体的な仕事は全部防災組織の方が役員になってされるということで。それでないと今はもう対応できないと。災害の規模も大きくなってですね、町の職員の方はどんどん減っていますよね。できないから住民主体の防災ということが今言われているようですね。

ホームページにもちゃんと避難所運営委員会とかいうのがちゃんとあって、その下に町の避難所、施設管理者とか会長とか副会長とか何かそういうのがありますよね。

ちょっとですね、そういったことをやっぱり具体的に、やっぱり皆さんに知っていただいて、やっぱりいざというときに機能するようにしないといけないと思うのですけれども。その中で女性の参画がどう位置付けられているかというのを聞きたいのですけど。

2019年12月に防災訓練がありましたよね。私、参加したのですが、そのときに避難所運営委員会の町の避難所担当者として、そのときもう男性2人しか、三戸課長ともう一人名前は覚えておりませんが、いなかったから非常に気にかかったのですよね。

担当者、町の避難所担当者は、何名で女性は所属していらっしゃるのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。まず防災担当ということになりますと、安全安心係が担当しておりますけれども、その中には女性はおりません。

ただ、避難所を開設した場合にはまず中央公民館。それから、総合福祉センターそれぞれ避難所を開設した場合は女性職員もそこに従事するようにはしております。以上です。



○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ホームページを見たら女性を30%配置すると書いてなかったですかね。女性を30%配置するとか書いてなかったですかね。他の市のかもしれませんが。

やっぱり避難所というのは非常時だから、日常生活じゃないのだけど日常生活と同等にいろんな配慮が必要になってくるわけで、やっぱり女性っていうのは日頃そういった配慮に長けているというか、そういう女性はやっぱり多く配置してね、やっぱり今、何ですか町のあれには女性が入ってないということでしたけど、やっぱりこの意思決定の場に女性をやっぱり配置して、女性の気づき、そういったものを優先して、優先ちゅうかな非常に大事だと思うのですよ。そういうふうにもまた練り直していただきたいと思うしね。

それからやっぱり避難所でいろんな問題がありましてね。女性じゃないと相談できない問題がたくさんあると思うのですよ。だからそういう意味からもね、職員の方を初めとして女性をね、やっぱり配備する、そういう方向にぜひ持って行っていただきたいと思っております。女性の参画の配置は、位置づけとして目指すものはどういうことですかね。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。西藤議員がおっしゃいましたように、女性参画の位置づけにつきましては令和元年度に策定しました。当初は避難所運営のための体制づくりの項目の中で運営委員会や運営班には男性、女性のどちらも参加し、多様な人の意見を取り入れられるようにしますという表現でしておりました。その後、令和2年の7月豪雨や台風10号、それから新型コロナウイルス感染症に対する対応、それと令和5年度に策定されました国の防災対応力を強化する女性の視点、男女共同参画からの防災復興ガイドラインというものが出されております。

これを踏まえて本年6月に、この内容を見直して現在のほうになっています。

現在見直した内容は、避難場運営では、子どもや高齢者、障がいのある人、妊産婦など要配慮者への配慮や女性への配慮が必要となることから、構成委員の少なくとも3割以上が女性となるように努めますという表現を具体的な数値目標を挙げて、ここを盛り込んで見直しております。

西藤議員がおっしゃいましたように自主防災組織ですので基本的には長期的な避難場運営については、それぞれ各自主防災組織を中心として各地元でその避難所の中で運営を設けていただきますので、そこにできるだけ女性の参画をお願いするという形を町としては働きかけをしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことではあると思うんですけどね、やっぱり町としてね町職員を中心にして、そういう各防災組織に、こういう方針でやってくださいというような、ちゃんと伝達できる、そういう体制を作っておかないと、いざというときにはもうごちゃごちゃになってしまうのではないかなど。

私も、いつ対象者になるというかな、当事者になるかわからないということですね、非常に気になっております。

そういったことで、ぜひコロナで大変でしょうけど日頃からですね検討していただけたらと思います。

次の最後の質問に移らせていただきます。6月議会でも取上げました生理の貧困対策についてなんですが、そのあとですね内閣府の男女共同参画局が、そのときの5月に続きましてね、また8月に第2回の各自治体の生理の貧困対策を実施している各自治体の第2回調査をしまして、8月3日にそれは発表されたのですね。

実施自治体は255から約倍の581に広がっておりまして、生理用品の学校配備を明記している自治体が283自治体、うちトイレに配備しているというのが61自治体です。

そしてその中で公共施設や小中学校のトイレに生理用品を備えることで、自由に受け取れるようにしているということで工夫と効果の面で内閣府の男女共同参画局が評価しているわけですね。やっぱり、これ非常に重要だと私は思います。女性の健康や尊厳に関わる重要な問題として、今後ともぜひ検討をお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

6月議会でも答弁いたしました。町内の小中学校では生理用品を保健室に準備しておりますので児童生徒は保健室に行けば配布されるようになっております。

このため、現時点では、学校のトイレに配置する考えはございません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

予算もつくとかいう動きもあるようですから、今後もぜひ検討を続けていただきたいとこう思っております。以上で質問終わります。

○議長 星 正彦君

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時50分

再開 13時59分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に、4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

4番。今回、一点に絞って質問させていただきます。

防災対策についてですが今議会の冒頭に令和3年8月11日からの大雨に関する報告と  
いうのを出していただいていますけれども、そして私が通告の中で7、8月って書いていま  
すけども7月ほとんど雨がなかったの、すみません、これ私の勘違いです。

ただ8月は1日からずっと雨が降っていてですね、それぞれ、11日以降の雨だけじゃな  
いんですよ、被害とかが。なので、8月全般の被害状況など、先日、渡していただいたそ  
の報告につけ加えて何か経過等、また被害状況等あるのだったら教えていただきたいと思  
います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、総務課長より答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。お答えします。今、宇田川議員のほうから7月については少ないということで、い  
ただきましたので、8月について答弁させていただきます。

まず、8月1日につきましては午後5時30分からの急な大雨でトライアル前の道路と  
中山北区周辺の道路が一時冠水しており中山北区周辺については地元自主防災組織と消防  
団にご協力をいただき、一時通行止め等の交通規制を行っております。

このときの降雨量は午後5時30分から6時までの約30分間で44ミリを観測してい  
ます。雨はその後小康状態となり、約1時間程度で道路の冠水は解消されており、この雨に  
よる被害はございません。

そして、8月8日、9日につきましては台風9号の影響によりまして、8月8日につつま  
しては69ミリ、8月9日につきましては42ミリの雨が降っております。

そして、議会初日にお配りいたしました8月11日からの大雨に関する報告の内容でお  
答えをさせていただきます。

8月11日水曜日未明から18日水曜日午前中までに降り続いた大雨では11日の総雨  
量が30ミリ、12日が63ミリ、13日が113ミリ、14日が174ミリ。15日は0  
ミリ。16日が9ミリ、17日が32.5ミリ。18日は警報が解除された午前10時44  
分までで0.5ミリとなっており、8日間の総雨量につきましては422ミリ、1時間当  
りの最大の降雨量は13日金曜日の午後5時から6時までで33.5ミリを観測しており

ます。

町の防災体制といたしましては、8月12日午前11時54分の大雨警報発令に伴い、災害警戒本部を設置し第1配備体制を整えるとともに中央公民館を自主避難所として開設しております。

その後13日午後5時7分に气象台から土砂災害警戒情報が発令され、警戒レベル3になったことから、同日午後6時10分に災害対策本部を設置し第2配備体制に移行するとともに高齢者等避難を発令しております。

高齢者等避難の発令に伴い中央公民館を自主避難所から避難所に切り替えるとともに午後7時から総合福祉センターを避難所として開設しております。

避難者は中央公民館に13世帯19人。総合福祉センターにグループホームみやびの入所者8名と職員の方2名及び一般の高齢者1名の11名と、駐車場に車中泊により1台が避難されております。

その後、8月15日未明から雨が小康状態になったことから午前9時10分に災害対策本部を災害警戒本部に引下げ総合福祉センターの避難所を閉鎖するとともに中央公民館を自主避難所に変更しております。

そして8月18日午前10時44分全ての警報が解除されたことにより災害警戒本部を解散しております。

この大雨による被害は上新橋区において3世帯が床下浸水、そして中本町区1世帯、中山北区3世帯においてトイレ槽の浸水被害が報告されております。

また13日夕方から15日にかけて六田川沿線の道路や中山北区周辺の道路が冠水し、各所で通行止め等の交通規制を行っております。以上でございます。

#### ○議長 星 正彦君

宇田川議員。

#### ○4番 宇田川 亮君

役場でわかっている範囲ではそういうふうなことなのではすけれども。

私、北区なのですが、実はこの8月に道路冠水したのが4回あります。しかもこの11日以外で1日、8日、13日、21日と。この4回。よく浸かるのが旧馬場医院前。そして同時に鳥功商事の前というのがよく浸かるのですけれども、8月1日はこれ日曜日の午後、夕方だったのですけれども、もう一気に雨が降って馬場医院の前で大体一番深いときにもう50センチぐらい浸かりました。慌てて、ちょうど日曜日だったこともあって北区の自主防災組織の役員がほぼ、その組織の中身なのではすけれども、慌ててすぐ浸水したもので、傘を持って手を振って道路が冠水しているから車をとめて迂回してくれと。コーンをする前に、そういうことで対応をとってきたわけではすけれども。道路が冠水した中を車が通ると車の故障にもつながるかもしれませんけども、それによって波が起きて家のほうに水が来るもので、そっちのほうに被害を及ぼしますから。

そういう形でその日は119番にも連絡して対応もしてもらったわけではすけれども、警察

も見には来ていました。そのときは。

そして、8月8日の日ですけれども、この日が午後2時過ぎ、2時半ぐらいだったかな、にまた雨が降って、この日は鳥功商事の前が先に浸かって、そして馬場医院の前の南から出てくるところが藺牟田の用水路ですね。あその部分が浸かったもので、そっちのほうだけまずちょっとコーンをして車が通らないように。それと鳥功商事の前にコーンを置いたわけですけども、すぐに水がある程度引いたもので見に行ったら、鳥功商事の前を見に行ったら、もう片側通行できるだろうという形で、少し外していたら、ちょうどミニパトの交番のお巡りさんが2人来られていて、第一声、そんなコーンを置いてもらったら困ると。道交法違反になりますと。あなたたちが悪いですと。

車が通って故障したり運転手が事故にあったらどうするのですかと聞いたら、それは運転手の責任ですというふうに警察が答えるわけですよ。じゃあ雨が降ってここはいつも浸かるのでどうしたらいいですかって言ったら、それは全て役場の責任ですから、役場に伝えてくださいと。その日まだ雨が降る予定だと、そういうふうな予報がありましたので、道路のわきにコーンとバーを置いて、またその雨が降ったらすぐ見に行こうと。自主防のほうではそういうふうな体制をとろうとしていたのですけども、それも全部撤去してくださいと警察からも言われたもので、じゃあ私たち防災組織つくってありますけど役場とも連携してやっていますけども、このコーンも役場から借りたコーンですということも伝えてやりましたけど、私達自主防災組織として何もできないじゃないですかと言いましたら、もう全て役場で対応してもらってください、というような返答だったんですよ。その後13日に雨が降りました。この日も浸かりました。21日も浸かりました。でも、私たちはもうそれこそ消防なり役場のほうに連絡して、もうあとはもう何もできないと。

自主防災組織として一応総会も毎年やってですね、こういうところにこういうふうに対応しようと。役場とも連携してやろうとしていましたけど、警察からそう言われて、もしそのコーンがあって車がそれにぶつかって事故でも起こしたらあなたたちの責任ですというふうに言われましたので、私たちも何もできません。ということで役場のほうにもちょっとお話ししたわけですけども。その後、ちょっと対応はしていただいたと思うんですが、その対応も含めて、ちょっと、関係機関、消防なり警察と、どういう連携とられているのかっていうのをまず教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えします。まず、この大雨の際に旧馬場医院前付近の町道につきましては、中山北区自主防災組織の方々に歩道や車両等の浸水被害を未然に防ぐために、いち早く現地を確認して町へ報告をしていただいた後、冠水箇所の交通規制等を行っていただいております。

これは行政だけではなく、行政だけでは対応が難しい初動活動へのご協力に大変感謝をしているところでございます。

今、宇田川議員がご質問の警察との連携につきましては、報告は受けております。

このことにつきましては、町から中山北区自主防災組織に対して、発生時には交通規制等にご協力をいただいているという情報が警察のほうに伝わっておりませんでした。このことにつきましては大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

その後、直方警察署を通じまして県警本部と協議をしていただきまして、これまでどおり町と自主防災組織が協力して交通規制等の初動活動を行うことにつきましては問題はないということで、確認をとらせていただいております。

今後も災害を未然に防ぐために自主防災組織のご協力が不可欠と感じておりますので、今後も活動がスムーズに行っていただけるよう町として、警察を初め消防署や消防団などとの関係機関と連携を密にしていきたいと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

先ほども説明しましたがけれども、8月1日の日に馬場医院前が浸かって、そのときに消防と消防団の方も来ていただきました。

そのときにすぐ通行止めしようということでしたけど、そのとき警察も来ていたのですよ。その交番のお巡りさんも。実際その場も見てやっているにも関わらずその1週間後の日曜日に、そういった対応されるので、ちょっともうみんな、言い方悪いかもしれませんが頭に来ているんですね。せっかく、住民のために未然に減災といいますか、災害を少しでも小さくするために頑張っているのに、そういうことをいきなりガツンと言われたらですね、もうどうしようもないわけですよ。役場とも連携してやっていますと言ってもそれも聞かないわけですから。

これはねもう重々伝えていただきたいと。伝えていただいているんでしょうけども、思います。各地域においても自主防災組織、各行政区において作られてあると思いますけども、そこそこにおいて、やっぱり災害の形態だとか、大きさ等は違うと思うのですよね。

そこそこの実情もあって、防災組織が自主防が動いてあると思うんですけれども、そこでの連携と全体の、今回の個別的な問題じゃなくても、全体の消防、警察機関等との連携を、どうとられていかれるのかをまず教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。まず自主防災組織につきましては現在、町内の42の自治会において自主防災組織が作られております。

この42の自主防災組織のほうで、まず先ほどは西藤議員からもご質問がありました避難行動要支援者名簿の整備につきましてはご協力をいただいて、全ての組織にご協力いただいて、該当する方々の名簿を配付させていただいております。

しかし、平常時あるいは災害時を想定して町や関係機関と連携しながら実際に活動をされている自主防災組織はまだまだ少ない状況でございます。

先ほど申しましたように、今後、災害を未然に防ぐためには、やはり自主防災組織の方々のご協力が必要でございますので、町としても積極的に防災訓練等の実施もしながら自主防災組織との連携を深めていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

はい、その辺はぜひよろしくお願いします。

最後にちょっともう一つだけ、要望といいますか個別の案件があるんですけども、馬場医院の前もしょっちゅう浸かるのですよ。8月も4回浸かりましたけども通行止めしたときに消防の方も言われていましたけど、以前あそこはサイホン方式っていいですか、新川の下をくぐって六田川に流れるようになっています。だから六田川が満水になれば、もうあそこは必然的に浸かるのですよね。もうそういう形になっているわけですけども。

ただ以前、新川に余裕があるときはポンプでそっちに流したこともありますという話も聞きましたので、ぜひ、それは、どこかの行政の判断になると思っておりますけれども、そういった判断が近々にできると。またポンプの活用とかも、できるようなことをぜひしていただきたいというふうに思っておりますけども、その点、町長お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

馬場医院前がしょっちゅう浸かることについては私も承知をしておりますし、その原因についても、い牟田川水路がサイホンになって新川の下をくぐって六田川のほうに流れているというようなことから、それ自体が流速を阻害する要因にもなっておりますし、なかなかスムーズな水の流れを阻害しているということで、馬場医院の前が浸かるという状況は承知をしております。

以前、私もこのことについては、まだ議員でしたが行政に対してですね、何とかならないかというようなことで要望した経緯もあります。その際にやはり水利関係でありますので、水利委員、また農業関係の営農組合等の関係で、やはり水問題というのは非常に農業と密接に関わっていることでもあります。その辺の整理が必要ではないかというようなこともありました。

ただサイホン自体が、やはりここの水害のですね、1番大きな原因になっているというようなこともありますので、今後は農業委員さんも含めて、あそこの営農組合また水利委員の皆さんにも、この現状を踏まえて、ご相談することも必要かなとは考えています。

それが早急な対応になるかどうかということにつきましては、今ここでなかなかお答えしづらいところもありますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

根本的な解決方法については、これも急いでいただきたいと思うのですが、先ほど言いましたようにその対処ですよ。そのときの対処として一度そのポンプで新川に流したことはあると、冠水しているときにですね。そういうこともあったので、そういうときに緊急的に対応できるように根本的な解決が済むまでは、そういう対応もぜひしていただきたいと思いますので、すいませんもう一度だけ答弁してください。

○町長 岡崎 邦博君

私自身はポンプを使って流していたというようなことは承知をしておりますでした。このことについては安全安心係または建設課と検討して対応できるものについては対応していきたいと思います。

○議長 星 正彦君

以上で、宇田川亮議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問を終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日7日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日7日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時22分